

「(仮称)青森市犯罪被害者等支援条例骨子案」に対する意見募集の結果について

「(仮称)青森市犯罪被害者等支援条例骨子案」に対する意見募集に対し、ご協力をいただき誠にありがとうございました。

1 意見募集期間

令和6年11月28日(木)～令和6年12月27日(金)

2 意見の募集方法

公表資料を市ホームページに掲載したほか、青森市市民部生活安心課(駅前庁舎4階)、ロビー(本庁舎1階)、情報公開コーナー(本庁舎3階)、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース(駅前庁舎1階)、柳川情報コーナー(柳川庁舎1階)、浪岡庁舎閲覧コーナー(浪岡庁舎1階)、各支所(5箇所)、各市民センター(11箇所)、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館に備え付けました。

また、意見の提出方法は、電子メール、郵送(封書・はがき)、ファックス及び直接持参のいずれかによることとしました。

3 提出された意見

ご意見はありませんでした。

4 「青森市犯罪被害者等支援条例案骨子」の公表

「青森市犯罪被害者等支援条例案骨子」につきましては、市のホームページに掲載するほか、青森市市民部生活安心課(駅前庁舎4階)、ロビー(本庁舎1階)、情報公開コーナー(本庁舎3階)、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース(駅前庁舎1階)、柳川情報コーナー(柳川庁舎1階)、浪岡庁舎閲覧コーナー(浪岡庁舎1階)、各支所(5箇所)、各市民センター(11箇所)、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館でご覧いただけます。

なお、縦覧期間につきましては、令和7年3月3日(月)から令和7年4月2日(水)までとなっておりますが、市のホームページでは随時ご覧いただけます。

(公表資料)

- 青森市犯罪被害者等支援条例案骨子【概要版】(別紙1)
- 青森市犯罪被害者等支援条例案骨子(別紙2)

5 お問合せ先

青森市市民部 生活安心課 電話 017-734-5250